

別表第1

| 事業区分 | 補助対象経費 | 補助対象者及び要件 | 補助率及び補助限度額 |
|------------------|--|---|--|
| 店舗リフォーム | 店舗の接客の用に供される部分の修繕、模様替及び増築工事に要する費用 | <p>中小企業者が個店で実施する事業のうち以下の条件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内に本店（個人については住所）を有する者であること。 (2) 申請日現在、継続して5年以上営業する店舗で実施すること。ただし、その店舗から移転を行う場合、移転先の店舗で実施すること。 (3) 店舗の日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる中分類以上の事業内容が事業実施前後で変わらないこと。 (4) 商店街が所在している区域又は豊橋市立地適正化計画における歩いて暮らせるまち区域に所在する店舗であること。 (5) 市内に本店（個人については住所）を有する中小企業者に補助事業の施工を発注すること。 (6) 本事業区分に係る補助金の交付を5年以内に受けていない店舗であること。 | 補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の20%以内（千円未満の金額は切り捨てる。）で、限度額50万円（下限5万円） |
| インターネットショップ開設・改善 | サイトデザイン、システム構築等に要する費用、入会金、マニュアル購入費等のインターネットショッピングモール出店時に要する費用、ショッピングカート利用等のサイト初期設定に要する費用（システム保守等のランニングコストは除く。） | <p>中小企業者が個店で実施する事業のうち以下の条件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内に本店（個人については住所）を有する者であること。 (2) 申請日現在、継続して1年以上営業する店舗で実施すること。 (3) 本事業区分に係る補助金の交付を5年以内に受けていない店舗であること | 補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の1/2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）で、限度額10万円 |
| 外国人観光客受入環境整備 | 外国語表記 | <p>看板の翻訳、デザイン、作製及び設置に要する費用、パンフレット、メニューの翻訳、デザイン及び印刷に要する費用、ホームページの翻訳、デザイン、システム構築等に要する費用（システム保守等のランニングコストは除く。）</p> | 補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の1/2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）で、限度額10万円 |
| | 無料公衆無線LAN設置 | 機器購入、設置、配線工事等に要する費用（回線使用料等のランニングコストは除く。） | <p>中小企業者が個店で実施する事業のうち以下の条件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内に本店（個人については住所）を有する者であること。 (2) 申請日現在、継続して1年以上営業する店舗で実施すること。 (3) 本事業区分に係る補助金の交付を5年以内に受けていない店舗であること。 |